

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和46年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準過疎地域の要件)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>昭和35年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>平成7年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>昭和35年</u>の人口で除して得た数値（以下「<u>35年間人口減少率</u>」という。）が<u>0.25以上0.3未満</u>であること。</p> <p>イ <u>35年間人口減少率が0.2以上0.25未満</u>であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成7年</u>の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>0.24以上</u>であること。</p> <p>(イ) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成7年</u>の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>0.15以下</u>であること。</p> <p>ウ 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>昭和45年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>平成7年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>昭和45年</u>の人口で除して得た数値が<u>0.14以上0.19未満</u>であること。</p> <p>(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で<u>平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下</u>であること。</p> <p>2 前項に定める要件のほか、平成12年において行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「<u>昭和35年</u>」とあるのは「<u>昭和40年</u>」と、「<u>昭和45年</u>」とあるのは「<u>昭和50年</u>」と、「<u>平成7年</u>」とあるのは「<u>平成12年</u>」と、同項第</p>	<p>(準過疎地域の要件)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>昭和50年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>昭和50年</u>の人口で除して得た数値（以下「<u>40年間人口減少率</u>」という。）が<u>0.23以上0.28未満</u>であること。</p> <p>イ <u>40年間人口減少率が0.18以上0.23未満</u>であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>0.35以上</u>であること。</p> <p>(イ) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>0.11以下</u>であること。</p> <p>ウ 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成2年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>平成2年</u>の人口で除して得た数値が<u>0.16以上0.21未満</u>であること。</p> <p>(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で<u>平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.51以下</u>であること。</p>

2号中「平成8年度から平成10年度まで」とあるのは「平成10年度から平成12年度まで」とする。

別表（第3条関係）

事業		施設等	
公共 施設 等 の 整 備 事 業	[略]	[略]	[略]
	その他ア からカま でに掲げ る事業に 準ずる事 業	<u>自然エネルギー</u> を利用するた めの施設 [略]	<u>過疎地域自立促進特別 措置法（平成12年法律 第15号）第12条第1項 第22号に掲げる施設の 新設及び増設</u> [略]
[略]			

別表（第3条関係）

事業		施設等	
公共 施設 等 の 整 備 事 業	[略]	[略]	[略]
	その他ア からカま でに掲げ る事業に 準ずる事 業	<u>再生可能エネル ギー</u> を利用する ための施設 [略]	<u>過疎地域の持続的発展 の支援に関する特別措 置法（令和3年法律第 19号）第14条第1項第 23号に掲げる施設の 新設及び増設</u> [略]
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。